

高知県チャレンジショップ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県チャレンジショップ事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(補助目的及び補助対象者)

第2条 県は、商店街のにぎわいを創出し、活性化の促進に寄与することを目的として、チャレンジショップを運営する商店街振興組合又は事業協同組合、商工会、商工会議所、及び商店街振興の取組を進めるNPO等（以下「補助事業者」という。）に対し、次条各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) チャレンジショップの運営
- (2) チャレンジショップに出店し、その店舗を経営するチャレンジャーの募集及び育成
- (3) チャレンジャーのチャレンジ期間終了後の商店街への出店支援
- (4) チャレンジショップを活用して行う商店街の活性化を図る事業

(補助対象経費)

第4条 補助事業の補助対象経費については、別表に定めるもののほか、知事が必要があり、かつ、適当であると認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で知事が別に定める。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
 - (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の変更の申請)

第8条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超える増減又は交付決定額の増額
- (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であつて、知事が変更手続を要すると認められたもの（必要に応じて知事に事前協議すること。）

- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めるときは、当該補助事業者に通ずるものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第10条 補助金の交付の目的の達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施にあたっては、第7条第1項ただし書各号に規定するいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、「原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、別記第4号様式による遂行状況報告書を10月20日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第9条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業完了の日若しくは補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実

績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。この場合において、補助金の交付決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第14条 知事は、第9条の規定による承認をしたときは、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は補助事業者が第7条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、前項の規定に基づく取消し又は変更を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 知事は、第2項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消しを行い、前項の規定に基づき補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第3項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要がある

と認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(帳簿書類の備付け)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該帳簿書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月12日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第4号から第6号、第12条第3項、第14条、第16条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成26年4月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、同年3月19日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費
チャレンジショップ事業	チャレンジショップの運営等に係る職員の賃金、社会保険料等の法定福利費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、修繕費並びに旅費